

令和4年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年12月20日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 欠席議員（1名）

7番 嶋田 善行

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	加藤 恵三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典子
都市建設部長	上田 俊雄	会計管理者	安藤 晴康
教育次長	本庄 徳光		

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日 程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程1. 発議第8号 インボイス制度の導入延期を求める意見書について

追加日程2. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

なお、嶋田議員から、欠席の通告を受けております。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

9番、横田委員長。

○建設水道常任委員長（横田敏文君） それでは、開会中の12月8日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告をさせていただきます。

まず、付託議案、議案第49号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）については、新型コロナウイルス感染症や物価の高騰の影響を受けている住民生活や経済活動を引き続き支援するため、水道料金の基本料金の1月分から2月分まで免除を延長して実施すること及び人事異動等に伴う人件費の増額について、予算を補正することです。委員よりの質疑はございませんでした。

議案第49号については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、付託議案、議案第50号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）については、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動による人件費の補正をすることです。委員よりの質疑はございませんでした。

議案第50号については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査である都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、いかるがパークウェイの小吉田交差点から東側の地盤改良工事は引き続き服部川に橋梁を設置するための準備工事を進めていると報告がありました。次に、いかるがパークウェイに係る交通量調査について、11月22日、24日、29日、12月1日の4日間で実施したとのこと。委員より調査結果の傾向について、法隆寺線接続以降の対応についての質疑があり、それぞれ答弁をされております。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に各課報告事項について、1点目、議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。

委員よりコミュニティバスの利用状況について質疑があり、答弁されております。

各課報告事項の2点目として、斑鳩町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について説明がありました。委員よりの質疑はございませんでした。

各課報告事項の3点目として、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、本事業の現在の進捗状況は、令和5年度中の工事再開、令和6年12月中の開業に向けたとりくみをしている。来年3月の開発行為申請及び7月の建築確認申請に向け、奈良県などの関係各所との協議を行うなど、令和5年度中の工事再開に大きな影響はないと確認をしている。次に、令和4年度の駐車場事業の実績は、4月から11月の8か月間では、利用台数が16,391台、利用料金は1,476万9,900円、前年同期比、利用台数は1.8倍、利用料金は2.0倍となっていると報告がありました。委員より、基本設計の図面について、見積書について、工事の資材について、賃貸料の免除について、駐車場収支差額の町への納入について質疑があり、それぞれ答弁されています。

次に各課報告の4点目、水道事業の県域一体化について、令和4年11月29日に開催された第5回奈良県広域水道企業団設立準備協議会の資料に基づき説明がありました。斑鳩町としては、住民生活に直結する料金面でも単独経営よりも料金上昇が抑制され有利であり、施設整備の面においても、国及び県からの財政支援を活用し、施設の適切な管理が見込めることから、水道事業の県域一体化に参加してまいりたいと報告がありました。委員より、資産の引き継ぎについて、配分ルールについて、職員の身分について、決定プロセスについて、三井浄水場について、負債の引き継ぎについて、一体化までの設備更新について質疑があり、それぞれ答弁されています。

次に口頭報告として、東京・斑鳩リレーセミナー実施について報告がありました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について委員より、いかるがマルシェの雨天時の対応について質疑があり、答弁されています。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、建設水道常任委員会を閉会いたしました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○厚生常任委員長（井上卓也君） 改めましておはようございます。それでは、開会中の12月9日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました町長提案の3議案については、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第45号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について。今回の条例改正は、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を全階層区分において国基準の保育料の80%の額とすることを目的に行うもので、改正内容は、階層区分第8階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80%とするもので、施行期日は令和5年4月1日から施行するものと説明がありました。

次に、（2）議案第47号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費所要額の補正と保険財政安定化支援事業の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の増額等に関するもので、歳入歳出それぞれ28万5千円を減額し、31億2,725万2千円とすると説明がありました。

次に（3）議案第48号 令和4年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、今回の補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免にかかる保険料収入の費用、人事異動等による人件費の補正に伴う費用、地域支援事業費で、介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることに伴う負担金補助及び交付金の費用等の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ794万6千円を追加し27億6,205万5千円とすると説明がありました。

次に（4）陳情第1号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書について、陳情の趣旨は、現在、国における介護保険制度の改正が検討されており、そのうち要介護1、2の人の生活援助等を介護保険制度の給付対象から外し、市区町村の支援事業（総合事業）に移行するという提案については、受け皿となる市区町村の総合事業の基盤整備が進んでいない中で強行することは、自治体の財政上の負担も軽視できない。このことから、国に対して意見書の提出をされたいとの要望でした。委員からご意見をお聞きしたところ、新聞報道では、介護の必要度が比較的低いとされる要介護1、2の生活援助等の市区町村事業への移行は、今回の制度改正には盛り込まれない予定とのことなので、要望書の

趣旨は賛同するが、意見書の提出は不要だと思うという意見が多く、また、国で決定するまでに、総合事業に移行しないように意見書を提出すべきとの意見もありました。

委員相互の調整の結果、趣旨採択すべきということで意見がまとまり、採決の結果、陳情第1号は満場一致で趣旨採択すべきと決しました。

2. 継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、特に報告することはないとのことでした。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、住民生活部が所管する内容について、補正予算書の資料により説明がありました。

次に、(2) 国民健康保険税の適正な税率等について、市町村連携会議において検討されている令和6年度の統一保険料水準の再推計等の方向性について説明がありました。町では、12月22日に開催予定の斑鳩町国民健康保険運営協議会で、令和6年度の統一保険料率と令和5年度の納付金の仮算定額を見るなかで、令和5年度の税率をどのように設定していくのがよいのか議論する予定とのことでした。

次に、(3) ヤングケアラー支援マニュアル(案)について、ヤングケアラーの早期発見と必要な支援へとつなげる具体的方策を検討するため、マニュアルを作成し、今後、このマニュアルを活用し、関係機関の担当者一人ひとりがヤングケアラーについて正しく理解し、早期発見につなげることに重点をおき、ヤングケアラーへの支援へとつなげていくとのことでした。委員より、早期発見のための住民周知の方法について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、(4) 法隆寺幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行について報告されました。現在の法隆寺幼稚園と、隣接する小規模保育所ほうりゅうじの事業を統合し、令和6年4月から幼保連携型認定こども園として運営される計画で、定員は0歳から5歳までの231名の予定とのことでした。委員より、子ども・子育て会議について、この認定こども園の入園者が町内在住者に限定されるのか等の質疑があり、理事者より答弁されています。

最後に、健康対策課より出産・子育て応援交付金について、伴走型相談支援と10万円相当の経済的支援を組み合わせるとの報告がありました。委員より、応援交付金の支給方法について質疑があり、理事者より答弁されています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見はありませんでした。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、厚生常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程３．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

２番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の１２月１３日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました８議案については、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

まずは、議案第３８号 斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例についてです。個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められ、令和５年４月１日から施行されることに伴い、本条例において、本法律の施行に関し必要な事項について定めるものと説明がありました。委員より、匿名加工情報について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第３９号 斑鳩町個人情報保護審査会条例についてです。斑鳩町個人情報保護審査会の設置等について定めている斑鳩町個人情報保護条例の廃止に伴い、斑鳩町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続き等について定めるものと説明がありました。委員より意見等はございませんでした。

次に、議案第４０号 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例についてです。個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められ、令和５年４月１日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものと説明がありました。委員より意見等はございませんでした。

次に、議案第４１号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてです。地方公務員法が改正され、令和５年４月１日から施行されることに伴い、国家公務員に準じ、本町の職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入等を行うため、関係する条例において所要の改正等を行うものと説明がありました。委員より、５５歳昇給抑制制度について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第42号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。令和4年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものと説明がありました。委員より、影響額について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第43号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてです。先の議案第42号と同様の趣旨で改定を行うものと説明がありました。委員より、影響額について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第44号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。令和4年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものと説明がありました。委員より、影響額について、給与増加額について、会計年度任用職員の適用時期について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてです。本年の人事異動及び人事院勧告等による人件費の補正などにより、総額7億5,950万円（「7,595万円」と後刻訂正）を追加し、歳入歳出それぞれ112億4,674万円とするものと説明がありました。委員より、光熱費の値上がりについて、電気料金の契約について、小学校遊具の移設撤去について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、斑鳩町文化財活用センターの運営について、秋季特別展「若草伽藍の壁画展—古代寺院の荘厳—」期間中に1,729名の方にご観覧いただき、昨年度比266人の減になったとのことです。委員より、観覧者減少の原因について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項について、1. 令和5年度町民プールの運営方針について報告がありました。令和5年度は、引き続き町民プールを休止し、その代替事業として、県営の2つのプールと三郷町のプールの利用助成を行うことを検討しているとのこと。委員より、移動町民プールの実施有無について、町民プールの補修費用について、町民

プールの運営費用について、町外プールの利用助成について、質疑があり、理事者より答弁されています。

次に2. 斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について報告がありました。委員より、子ども食堂の事業数について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、口頭報告として、1. 消防関係の年末年始の行事予定について、2. 法隆寺幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行について報告がありました。委員より、法隆寺幼稚園の認定こども園の計画について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、その他についてお聞きしましたが、委員より意見等はありませんでした。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

先ほど、議案第46号の報告において、補正額が7億5,950万円と申しましたが、7,595万円に訂正します。申し訳ありませんでした。

以上で、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第38号 斑鳩町個人情報保護に関する法律施行条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第39号 斑鳩町個人情報保護審査会条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第40号 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第41号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第42号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第43号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第44号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第45号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第47号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第48号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第49号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第50号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決されました。

次に、陳情第1号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、満場一致で趣旨採択されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております、追加日程1. 発議第8号 インボイス制度の導入延期を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第8号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第8号 インボイス制度の導入延期を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは。

発議第8号

インボイス制度の導入延期を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年12月20日提出

議 会 議 員

濱 真理子

木 澤 正 男

それでは、意見書の朗読をもちまして提案説明にかえさせていただきます。

インボイス制度の導入延期を求める意見書

2019年10月の消費税10%への引き上げにともない、2023年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されることになった。インボイス制度は、仕入税額控除を受けるための新たな改正である。昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まった。

これまで、基準期間の課税売上高が、1000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録をしてもしなくても、中小事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

新型コロナウイルス感染症の影響で、中小事業者が経営難に苦しみつつも事業継続、雇用維持に懸命にとりくんでいる中、インボイス制度の導入により更なる負担が課されることになれば、経営意欲を失い、廃業を選択する中小事業者が増加し、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながりかねない。

全国商工会連合会や日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人からも制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

よって、政府においては、中小事業者や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の導入の延期を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月20日

奈良県斑鳩町議会

以上で提案説明とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（伴吉晴君） 発議第8号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

13番、奥村議員。

- 13番（奥村容子君） インボイス制度の導入延期を求める意見書に対する反対意見を述べさせていただきます。

インボイス制度は、売り手が買い手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるためのものであり、消費税制度を前提とするものであります。消費税が、国の重要な安定財源のひとつであることは否定できない事実であります。また、インボイス制度は、複数税率制度を前提とするもので、8%から10%への消費増税の際に、痛税感と逆進性の緩和のため軽減税率が導入されたことに伴って導入をされました。

軽減税率制度は、2016年の税制改正法案の成立によって決定をされ、国会審議を経て成立したというものであるという、この事実は重く受け止めなければなりません。

国では、インボイス制度の導入に際し、事務負担への増加の懸念があることから、負担軽減策を求める声を受け、IT導入補助金でインボイス制度に対応するための支援を盛り込むことや、小規模事業者の税負担を軽減する措置を検討し、具体化する方針を示しております。

よって、インボイス制度の導入延期を求める意見書には反対をいたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いを申しあげます。

- 議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

- 11番（濱真理子君） それでは、発議第8号 インボイス制度の導入延期を求める意見書についての賛成意見を述べます。

意見書にもありましたように、インボイス制度の実施中止、延期を求める声が大きく広がり、与党内からも見直しの声が出ています。しかし一方で税務署や取引先から早期のインボイス発行事業者の登録を求める動きが強まっています。中小事業者、個人事業主などはインボイス制度の導入によって、税負担が増大することとなります。コロナ禍

のもと、経営不振が続く今日、事業縮小や廃業も懸念され、将来の経済発展を大きくおびやかすものになると思われます。日本経済の担い手である中小企業、個人事業主への支援の一環として、インボイス制度の延期を求める声にこたえていただきたく、意見書への皆様の賛同をお願いいたしまして、私の賛成意見といたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立少数であります。

よって、発議第8号については、賛成少数で否決されました。

次に、日程4．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくをお願いします。

次に、日程5．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されまし

た。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りします。

皆様のお手元に配布しております、追加日程２．研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程２を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程２．研修会への参加派遣についてを議題とします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第１３０条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第１９条の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致で承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和４年第５回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例についてなど１７議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症にかかる状況についてであります。新規感染者数は１０月頃から増加傾向となり、これまでのような爆発的な増加ではないものの、感染拡大の第８波を迎えていると言われております。年末年始は社会活動や経済活動が盛んとなり、人と人との接触が増えることと思っておりますが、流行の波が少しでも抑えられるためには、マスクの正しい着用、換気、消毒など、基本的な感染防止対策を引き続き着実に行っていただくようお願いをするとともに、住民皆様の生活を守るため、必要な支援を必要な時に提供ができるよう、全力でとりくんでまいりますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

年の瀬も迫り、なにかとご多用のことと存じますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛のうえ、よきお年をお迎えくださいますようお願いを申しあげまして、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、令和4年第5回斑鳩町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前10時15分 閉会）